

## 【伏見区の文書 解説】

以下は、原則として『史料 京都の歴史 16 伏見区』（京都市、平成 3 年）に基づいています。

### ◆F001 飯田(明)家文書

飯田家は醍醐寺三宝院門跡の坊官家のひとつであり、同家由緒書によれば満濟准后(第 74 代醍醐寺座主・応永 2～永享 6)入寺以来の奉公であると伝えている。また同家は代々南小栗栖村八幡宮の支配もつとめる家柄であったため、同社関係の文書も残っている。

古文書は、(1)醍醐寺・飯田家関係、(2)小栗栖八幡宮関係、(3)小栗栖村関係の 3 つに大きく分類でき、その他若干の絵図類などがみられる。(1)でもっとも注目されるものは唯一の中世文書である飯田源左衛門より出された名字御免の一札(天文 16 年 3 月 22 日付)である。その他は「古今醍醐書記」(寛文 11)、「飯田家記録」(文化 13)などの記録類、三宝院家土石高書上帳(年未詳)など坊官家関係、「飯田家由緒書」(年未詳)・飯田家系図(宝暦 9)各 1 点など飯田家関係文書である。(2)は寛政年間の八幡宮再興に関する「南小栗栖八幡宮修覆日記」(寛政元)など 9 点あり、(3)には南小栗栖村検地帳(享保 14)1 冊、宗門改帳写(享保 8)1 冊と土地譲り状(宝永～宝暦)3 点などが含まれている。

その他の文書としては、「後水尾院宸翰」(年未詳)など書状類 4 点、「山城国宇治郡中条里古図写」(年未詳)「醍醐村田方絵図」(明治 3)など絵図類 4 点、「評定所定書」(年未詳)「寺社奉行動方心得定」(年未詳)などの法度類がある。

### ◆F002 鎌田(英)家文書

鎌田(英)家は法界寺井脇坊跡を継いでおり、そのために文書も井脇坊関係のものが中心である。法界寺には井脇坊の他に真乗坊・樹下坊など 8 坊あり、この 8 坊が交替で法界寺を監護していた。天保 3 年、近江国中野村の常念寺寛立はこの井脇坊の株を買得し、その跡を継いだ。当家の文書はほとんどがこれ以降のものであり、証文類がその大半を占める。寛立が二男寛度ともども親鸞聖人の誕生地として旧跡を顕彰したいとした願状(案)もみられる。

ほかに、当家には寛永 12 年「覚」(板倉周防守触状)、文久 2 年「鎮守萱尾宮神祭祀」、寛永 20 年「日野法界院系図」、寛文 2 年「日野家系図」(文化 14 写)、絵図類などがある。

### ◆F003 内海(忠)家文書

「内海家由緒書」(天明 6)によれば、同家は醍醐寺無量寿院家来の内海石見家から分家し、数代の間農業を家業としていたが、江戸時代中頃より大津屋と号し、酒造商売を営んだという。醍醐寺御役所より当地の酒造を一手に任され、御用掛商人として醍醐寺との関係は深かったと推測できる。

古文書は売券・譲状・請書・借用証文などの証文類(元禄～明治初年)が全体の半数以上を占め、305 点を教える。これらは江戸時代後期のものがほとんどで、醍醐寺

の子院や坊官家に関わるもの、日野法界寺坊中に関わるものも含まれている。

文書の分類上、次に多いのは勘定帳類の 83 点で、その年代は寛政から明治初年にかけてのものである。そのうち大半が「棚落シ勘定帳」と記された同家商売に関わるものであり、64 点残っている。醍醐寺関係のものでは、同寺御役所より出された諸役免許状などの布達類が 16 点あり、当家と醍醐寺との関係をうかがい知ることができる。上申書の類は江戸後期から明治初年にかけてのものが 29 点あり、歟下年季の願書や家督相続の願書などの一般的なものが多い。

その他の文書では、文化年間以降の検地帳など土地・年貢関係の文書が 15 点と、天保から文久にかけての「頼母子講仕法帳」など講関係のものが 16 点残っている。絵図類は 13 点あり、「醍醐寺領御本所田畑藪山林地絵図帳」「勸修寺領御本所田畑藪地絵図帳」(ともに文化 8)などの比較的厚い冊子に仕立てられ保存されている。他に書状類 10 点と由緒書 3 点がある。

#### ◆F004 平井(政)家文書

平井家は代々醍醐泉町に居住し、三宝院門跡の坊官をつとめた家のひとつである。したがって、現存する古文書は醍醐寺関係のものがその多くを占めている。

文書の年代は江戸時代中期以降から明治時代前半にかけてのものが多く、若干近世前期のものも含まれ、もっとも古い文書は慶長 6 年 9 月 8 日付の「三宝院御領小野山二付一札」である。江戸時代半ば以降の醍醐寺の運営を知る手掛りとなるものに「御家来へ被仰出之写」(天明 6～寛政 6)、「日次記」(宝永 6～寛政 12、寛政 13～元治 2)2 冊、「峯中要記」(年未詳)などの寺務日記の類や、「下醍醐寺年中行事目録」(年未詳)3 冊などがあげられる。その他の醍醐寺関係の文書としては、三宝院門跡と報恩院・理性院・無量寿院の 3 子院との相論の経過を記した「三宝院御門主院家出入御裁断書之写」(正徳 4)や、慶長 3 年時点の寺領を書き上げた「醍醐寺領目録」(享保 9 写)、「三宝院御門室御支配之訳書」(寛保 4)、さらには三宝院門跡坊官家の代々を記した「歴代録」(明治初年)12 点、「家士明細書」(明治 4)などの明治初年の家格改めや士族禄米に関するものがある。

上記以外の文書は、明治維新直後の御布告・廻達の控 7 点と、江戸時代後期から明治期にかけての金銭貸借や土地売買に関する証書類 38 点、勘定帳の類 16 点である。その他書状類 9 点には、板倉重宗・片桐且元らの近世初期のもの、さらには近世後期の歌人として有名な大田垣蓮月尼の書状も含まれている。

#### ◆F005 山田(親)家文書

山田家は醍醐三宝院門跡の坊官家のひとつである。現存する文書のうち同家関係のものには、「山田家系図」(万延元)と口宣案 10 通(文化 7～慶応元)がある。その他には「將軍宣下関東え御使雑記」(安政 5)、「大蔵省え出頭被仰出二付留書」(明治 7)、「三宝院門跡旧臣会設立趣意書」(大正 15)が残っている。

#### ◆F006 大溪(晃)家文書

大溪家は醍醐寺三宝院門跡の坊官家のひとつであり、現存する文書は醍醐寺関係と醍醐村関係のものが多い。文書を大きく分類するならば、(1)法令類 28 点、(2)証書類 184 点、(3)上申書類 61 点、(4)記録類 77 点、(5)土地・年貢関係 64 点などに分

けられる。

(1)の法令類には織田信長朱印状(天正 7)、豊臣秀吉朱印状(年未詳)をはじめとして、池田光政知行宛行状 4 点(寛永 10～慶安 3)などがある。また京都町奉行裁許状 2 点(享保 9・16)や寺社奉行裁許状(正徳 4)なども含まれており、醍醐村と小野村の境相論や三宝院門跡と三院家(理性院・報恩院・無量寿院)の確執相論などの経緯を知ることができる。(2)の証書類は土地売券や借金証文、山藪等の請状がほとんどである。そのうちもっとも古いものは文安 3 年 3 月 10 日付の田地売券であり、他の中世文書 5 点(永正 7～文禄 5)もいずれも土地売券である。(3)の上申書類の中で注目されるのが醍醐村内の用水樋の普請や溝浚に関わるもので、小野村との水論関係のものを含めると上申書類の半数以上を占める。これらの文書からは江戸時代半ば以降の醍醐寺周辺村落の水利状況がうかがわれ、同寺御役所と寺領村落との関係の一端をもみることができであろう。(4)の記録類の中には「醍醐日記」および「醍醐日誌」と表題を付された寺務日記 11 点が含まれており、宝永 6 年から弘化 4 年までの約 140 年間にわたって醍醐寺の諸行事などを記録している。その他葬礼の式次第や法事関係など醍醐寺関係のものが多く占めている。(5)の土地・年貢関係は、大半が醍醐寺領関係の年貢免状と年貢皆済目録である。

その他の文書としては、書状類 34 点、絵図類 22 点、系図・由緒書類 11 点、勘定帳類 6 点などである。

#### ◆F007 安楽寿院文書

鳥羽天皇や近衛天皇の陵のある安楽寿院は、保延 3 年鳥羽上皇が鳥羽離宮内に建立したのに始まり、多くの荘園の寄進を得て発展した寺院であるが、中世末期には荒廃していたのを、豊臣秀吉が 500 石を寄進して復興、その子秀頼も多宝塔を建立した(現在御陵は宮内庁の管理下にある)。本来当院には、康治 2 年に鳥羽上皇が荘園を寄進したおりの太政官牒をはじめ、院領荘園に関する多くの関係古文書が蔵されていたと思われるが(東京大学史料編纂所に影写本が「安楽寿院古文書」としてある)、それらはすでにない。しかし、院領であった真幡木・芹川・三栖荘に関する文明 10 年の後土御門天皇綸旨や、天文 17 年の火災後の復興に関する後奈良天皇綸旨をはじめ、南北朝時代から室町時代にかけての院領荘園関係文書が若干残るほか、慶長 5 年の禁制、秀吉朱印状 3 通(年不詳)、「寺領之覚」(元禄 11)なども蔵される。

なお別に、仁寿 3 年の奥書がある大般若経、その欠を補って鎌倉時代に奉納された版本大般若経(文永～正和)なども蔵される。

#### ◆F008 奥田(芳)家文書

奥田家は竹田村にあった仁和寺領の庄屋を代々つとめた家である。竹田村には仁和寺領が 740 石余あり、総村高の 3 分 1 強を占めるため、奥田家は竹田村筆頭庄屋とされた。そのためもあって当文書には竹田村内の御室領関係のものが多く、宝暦 6 年の「竹田村御室御所領入百姓之覚」をはじめ、同年に所領の状態を一筆ずつ書き上げた「竹田村之内御室御所領田畑屋敷帳」、嘉永 4 年の「御室御所御年貢米取帳」などがある。とくに元禄 6 年の「城州紀伊郡竹田村寺社御改帳」は、当時竹田村内にあった社寺すべてについて、除地・年貢地・堂社などの広さ、本末関係などを書き出しており貴重である。また、慶応 2 年の 1 年間を通じての日記である「年番奥田

日記」、元治元年の「征長軍絵図」なども含まれるほか、明治7年に京都府知事が、白河天皇陵の陵丁を奥田長兵衛に命じた任命状の写などもある。

#### ◆F009 伊東(賢)家文書

当家は茨木屋と号した家であるが、江戸時代後期には伊藤氏(現在は伊東氏)を称している。深草村に200石を領していた藤森神社領のうち38石余の中村分をはじめ、42石弱の所領を持っていた公家中御門家、16石余の樂家多氏などの庄屋をつとめたものと思われる。所蔵の文書は幕末のものが主で、延享元年・天保3年の深草村御高帳があるほか、藤森社関係では「中村分宗旨御改帳」(文化5)、「勘定目録」(寛政5、同12)、各種口上書、藤森神社神事関係文書などがある。中御門家関係では、享保12年の「水帳写定免名寄帳」をはじめ、文化2年から嘉永6年頃までの勘定目録、用水関係の口上書などを所蔵する。また多氏・高屋家などに対する年貢皆済目録、御勘定帳なども数通残る。

当家関係の文書では、文化6年の物成帳、同13年の仕方帳などが残るが、安永7年の「町中之定書」は、伊東家が所在した直違橋四丁目の町掟であり珍しい。

#### ◆F010 今邑(以)家文書

直違橋十丁目に住した今邑家は、過去帳によると明治期の当主範這氏で13代を数える旧家である。当家は深草村の庄屋や町年寄に通達などを連絡する職務にあつた惣代をつとめた家と思われ、所蔵文書も江戸時代後期以降のものが主ではあるが、その関係文書が多い。村政に関するものとしては、貞享2年以降の触書や町掟など諸覚書を1冊にまとめたものをはじめ、伏見廻り8か村全体の「年中町方諸入用勘定帳」(文化11)、嘉永4年以降明治期までの触状、文化9年の「諸達留」、同10年から13年までの「御公用触写」、文政11年の「南瓦町町内式目帳」など深草村の範囲を越えたものもみられる。なお別に正徳4年の年号がある「新金銀吹替之事御触書」もある。

明治期に入ると同家が伏見五番組中年寄をつとめた関係から、明治元・3年の布告留、「五組戸数連名」(明治3)、「御触書之写」(明治1・2)、「諸達留」(明治6)、願書留(明治6~8)、「産物高取調書」(明治6)、「市中制法写」(明治2)、「社倉規則」などの民政関係史料が残る。

#### ◆F012 小西(俊)家文書

小西家は小西行長の子孫を称する一族で、深草村に住したが、江戸時代には上桂村などに所領を持っていた公家清水谷家の家司をつとめ、七左衛門を通称していた。近代に入ってから当主が深草村総代や村会議員、助役などをつとめたが、江戸時代は深草村との関係は薄く、村政に関する文書などは少ない。当家に所蔵する文書の多くは、当家が清水谷家の家司として仕えた関係のもので、勘定目録も、清水谷家の家領のあった上桂村や岡村など他村に関するものである。その他、寛政元年の「御猶子方御返書留」、御奉公人請状などもある。小西家の関係では「御題目講名前帳」(文化6)、「題目講算用帳」(文政13)など、当家の宗教に関するもの、天保7年の当主葬儀に関する到来帳などがある。なお、深草村付近に関する文書としては、寛政7年の竹田村と芹川村の間に起こった水論に関し、小西七左衛門が関係した証文が

唯一蔵される。

別に清水谷家屋敷図を中心とした絵図類 15 点が所蔵されるが、なかに明治 3 年の深草村絵図 2 点や、村内にある仁明天皇御陵墓関係絵図 1 点が含まれる。

#### ◆F013 糟野(由)家文書

糟野家は下三栖村の庄屋をつとめた家で、治郎兵衛を名乗った。

文書は江戸中期以降明治初期までのもので、その内容は田地売券・借用書・納銀受取状などの証書類、住居普請願・「飢人数書上帳」(天保 6)・「借銀年賦返済願」・沼地利用に関する願書などの上申文書、田畑指出張・年貢小前帳・拝借割渡小前受取帳などの土地・年貢関係の文書、それに宗旨請状、絵図類などである。

「飢人数書上帳」・「拝借銀年賦返済願」は、当村がたびたび洪水の被害を被り、窮乏した事情を物語っている。また安政 2 年に伏見奉行小堀勝太郎宛に提出された、当村の沼地を鳥獵場から解放してもとのとおり村民の獵場として使わせてほしい旨の願書にも、当村が洪水で困窮し、亡村に及ぼうとしたことが述べられている。絵図のうち「下三栖村反別絵図」(宝永 2)は、領主別に色分けし、田畑ごとに品位・石高・耕作者を書き加えた詳細なもの。「丈量反別并絵図」(明治 9)は、明治初年の下三栖村の土地利用を字ごとに計量して図示したもの。

#### ◆F014 田辺(陸)家文書

田辺家は代々、淀藩主稲葉氏の家老職をつとめた家筋。したがって、そこに所蔵される文書は、田辺家に関するものを中心とするが、なかには稲葉氏に関するものが少しではあるが含まれる。

文書の内訳は(1)田辺家系図類 5 点、(2)稲葉家所領関係 3 点、(3)田辺家知行関係 5 点、(4)記録類 4 点、(5)書状類 168 点、(6)その他であり、これらのうち(2)は寛永 2 年・享保 2 年・享保 9 年の 3 年分、(3)は慶長 20 年・元和 6 年(2 点)・元和 9 年・寛永 3 年の各年分となっている。したがって本文書群の大部分は書状類となるので、以下、書状についてふれておこう。

書状は少しの例外を除いてほとんどが田辺氏宛てに出されたもので、差出人の多くは稲葉正則以下正邦に至る歴代の稲葉氏である。なかでも正則(元和 9～元禄 9)の書状が 30 点近くを教えるが、稲葉氏以外では春日局消息などがある。これらの書状は原状のまま保存されているものと、卷子仕立てのものなどがあるため、今後さらに検討される必要があるだろう。

#### ◆F015 稲葉神社文書

稲葉神社は淀城跡内にあつて、旧藩主稲葉氏の祖先を祀る。本文書は、もともとこの神社に保管されていた文書群であり、大部分は淀藩および稲葉氏に関わるもので、時代は正保から明治にわたっている。

まず法令類は、幕末期の 2 点を除くほかは、多くは明治元・2 年に出された新政府からの通達類。また証書類としては、淀城下での「鉄砲御改之帳」(享保 6)や「武器覚帳」(弘化～万延)「武器・馬具覚」(安政 3)などのほか、「淀馬借銀之覚」(享保 8)がみられる。

記録類には多様なものがある。まず注目されるのは、稲葉家の記録「永代日記」が

慶安元年より元禄2年まで48冊残されていることだろう。この期間は、稲葉氏が相模国小田原藩の藩主であった時にあたる。このほか「淀船旧例之覚」(正徳4)、「淀町酒造株并請酒株御改帳」(正徳4)、「山城国近江国助郷村々え例年救米相渡覚帳」(享保8)、「帰国朝鮮人御用留」2冊(延享4)などがみられるほか、「淀着城手続覚」(慶応4)、「藩中面々賄金渡帳」(明治4)など、明治初年の淀および藩士の動向をうかがう史料もみられる。

土地台帳類としては、「下総国・河内国・越後国之内佐倉郷村高辻帳」(寛永8)以下明治初年まで、淀藩領を中心とするものが27冊残されている。このほか稲葉氏に関する系図、絵図類もある。

以上のように本文書群は、淀地域や淀川関係はもちろん、稲葉氏の淀藩入部以前のもの多数含んでいるところに最大の特徴があり、こうした側面からの今後の研究がまたれよう。

#### ◆F016 向島酒造株式会社所蔵文書

向島酒造株式会社の所蔵文書は、江戸期の文書を近代になって筆写したものである。内容は、文化10年の「造酒屋株作法帳写」(安永9年のものの写)、「酒屋仲間書物写」など、おもに酒造屋仲間での取り決め、酒の価格についての上申書、勘定書である。

「酒屋仲間書物写」によると、造酒屋株仲間には、洪水の節、伏見町内の京橋・肥後橋・豊後橋・平戸橋・六地藏橋の5つの橋に出向き、酒樽で川水を掻き出す水役が課せられていた。

#### ◆F017 荒木(豊)家文書

文書の内容は、伏見町の京町三丁目に居住し八百屋を営んだ柴垣家に係り、荒木家に所蔵された経緯は不明。柴垣家は薩摩藩伏見屋敷の八百物用達をつとめ、文書のうちもっとも年代の古い貞享3年5月11日付「御目見え願書」には、それ以前から八百物用達をつとめていたと記す。

文書のうち、41通がこの用達の職務に関したもので、上出の貞享3年の願書をのぞき、享保4年から慶応3年にわたる、伏見屋敷に提出された御目見え願書・家督相続届書など、用達職務の継続・相続請願書が主となっている。伏見屋敷は参勤交代時に藩主の休息所になっていて、御目見えというのはその機会に藩主に伺候することらしい。

このほかには、明治元～3年の「通商司京都為替会社社員名簿」2冊・「同為替会社元備金記録帳」1冊、「京町三丁目地所間数取調書」(明治10～14カ)1冊、乳母奉公人請状(文政13)1通、「物価記録帳」(八百屋五兵衛筆)1冊、「伏見組町家数之覚」1冊、「山城国郡村々物成高附帳」1冊、「伏見高田組神泉苑町跡式御改帳」1冊がおもなものである。なお、「京町三丁目地所間数取調書」には荒木の家名はみえるが、柴垣の名はみえない。

#### ◆F018 伊藤(英)家文書

当家は下鳥羽村に住する家で、文書は享保期以降からのもので、幕末までに至っている。内容的には特に江戸時代後期における借用・田地売買・田地譲りなどの証

文がその大半をしめている。

証文以外のものでは、触書類の写が冊子で残されている。そのひとつには永正・天文の年号をもつ室町時代の大舎人座中に対する禁制がある。江戸時代のものとしては「享保御成敗式之写」と題された、享保期の裁判の凡例・法令などを写した冊子、「御巡見二付御触留」と題された、寛延年間の勘定奉行の巡見に先立っての京都所司代巡見一件についての冊子、また、正徳元年以下の高札の写もいくつかみえる。この他、京都の町組のこと、京都所司代のことなど、京都の政治・経済などに関わる諸項目について記された『洛水一滴抄』(文化年間成立か)の写本があり、京都の諸政を見るのに役立つ。

上記のほか、車道具の売買についての証文(明和・天保)、寛政2年の大川浚えについての願書などは、地域の生活を知るうえで興味ある史料となっている。

#### ◆F019 北川本家所蔵文書

北川家は江戸時代以来、鮎屋三右衛門を屋号として酒造業を営む家柄である。文書は元禄15年の家屋敷売渡証文を最古として、明治26年まで江戸時代中後期の田地売券・借用証文を中心に残されている。

商売関係のものとしては、明治26年から明治31年にかけての「北川商店醸造日誌」があり、明治期の当家の商売の様子がわかる。また、証文の中にも取引関係のもの、奉公人の請状など商売に関わるものが多い。

家関係以外のもんとしては、伏見奉行小堀政峰の年貢・諸役掛り銀についての定書(元文5)や、同内容の葭嶋新田惣百姓中申渡請書(延享3)がある。また、当家との関連はよくわからないが、享保年間に書かれた「髪結職由緒書」の写はF047 小山(藤)家文書と同じもの。

#### ◆F020 辻(喜)家文書

辻家は乙訓郡上久我村の庄屋をつとめ、近代に入ってからも村長を出した家である。文書は、元禄5年12月26日付田地本物返譲渡証文を最古として、大半を田地の売券など証書類が占める。証文以外には「算用日記」「老諺集」の冊子各1点、屋敷絵図2点、ダンス・プログラム1綴などがある。このうち、ダンス・プログラムは貝や花を模したもので、西暦1908～12年、皇紀2573年の年代が入っている。

「算用日記」は、文政13年から慶応2年までの庄屋の手控帳で、上・下久我村を中心とする周辺各村に関する布達・願書類が書き留められている。村高、凶作時の村の動向、酒造蔵焼亡始末など内容も多岐にわたり、幕末の村の様子を知るうえで参考になる。

「老諺集」は「山背国乙訓郡久我里風土記」との副題をもつ地誌で、久世から久我・羽束師にかけての寺社・旧跡の由緒を記す。上久我村内の城址、菱妻社の祭礼千種祭、住吉神社(神川神社)など、他の地誌にあまりみられない項目、あるいは久我村の領主、物産などにも言及されており、興味深い。延宝年中と記されているが、現存するのは写である。これによれば、延宝年中の久我村は上・下両村で家数173軒、人口732人であった。

#### ◆F021 南(淳)家文書

南家は乙訓郡菱川村の庄屋をつとめた家で、所蔵文書は大きく証書類と水利・講など村関係のものに分けることができる。数の上では金子借用証文、田畑譲渡証文など証書類が多数を占め、年号のある最古の文書は寛永 13 年の田地売渡証文である。

菱川村の概要を知ることのできる文書として、「惣家数人別井丑馬寄書帳」および村絵図がある。後者は年未詳であるが、前者によれば天保 9 年当時菱川村は惣家数 55 軒、惣人数 114 人であった。農業経営に欠かすことのできない用水については、築山村内の取水口より引水していたが、これの管理をしていた菱川村など 3 か村と東土川村との間に相論があり、本文書中にも裁許状写(享保 12)が残されている。また、取水口の普請願書案(寛政 4)があり、これは築山村・古川村・志水村・菱川村の 4 か村連名になっている。

菱川村では庄屋役をめぐる紛議が起こっており、本文書中にも 2 度にわたって記録されている。1 度は寛政年間のもので本圀寺領百姓らが庄屋後任について願書を差し出している。2 度目は弘化から嘉永年間にかけてのものである。

触書・廻状類としては、瀬田川浚一件につき廻状、巡見使御用一件留・同道順書などがあり、瀬田川浚については川筋村々連名の一件控もある。

このほか、年貢類として「二条城上納竹藪帳」(延宝 7)、講関係として持寄講・頼母子講・相続講などの仕方帳がある。

#### ◆F022 寺本(清)家文書

寺本家は小栗栖で灸師業を営む。江戸時代、同家の老女知鏡尼が虚無僧より秘法を伝授されたのが始まりとされており、安政 2 年に描かれた知鏡尼の画像が残っている。また、文書中には、知鏡尼画像の表装に使用されている裂が、光格天皇の緋袴の裂であることを伝えるもの、ほかに宝暦 7 年の検地帳、過去帳など 7 点がある。なお、同家は宝永年間に深草より小栗栖に移ったと伝える。

#### ◆F025 堀井(長)家文書

堀井家は葭島矢倉町(葭島新田)に居住する家。葭島新田は享保年間以来開かれた新田で、当家はその開発の指導的な役割を果たしてきた。

文書のうち「新田仕法帳」(江戸後期)は、大池(巨椋池)の干拓計画に関する申請書。他の 2 点はともに明治初年のもので、「葭島新田村誌」は『京都府地誌』とほぼ同内容。残りの 1 点は「山城国紀伊久世両郡係ル巨椋池実測図」と題する地図である。

#### ◆F028 松井(平)家文書

松井家は稲荷村に居住した家。文書は松井家個人に関わるものと村に関わるもの、その他に分けられる。同家関係では、過去帳(元治元)と系図がある。村関係ではおもに稲荷社門前帯に居住する人々の間での家屋敷売買・相続・議定などに関するものが、天保 3 年から明治 3 年にわたって残っている。その他には、「洛中洛外巡見場所書留」(元禄 16)、「朝観行幸書留」(慶安 4)、「鉄道線路用地調帳」(明治 12)などがある。

#### ◆F030 杉山本雄氏所蔵文書

所蔵文書は「天明伏見義民之遺墨」と名付けられた冊子 1 冊である。「伏見義民」とは天明 5 年に伏見町の町民文珠九助等が、時の伏見奉行小堀政方の悪政を幕府に訴えた、いわゆる「伏見騒動」とよばれる事件で、江戸時代後期の伏見の町政に大きな足跡を残した。伏見義民一件については『雨中之鐘子』(伏見義民保存会編、昭和 12、昭和 63 復刻)に、その経過から裁断が下るまで詳細に記されているが、当作文書は義民一件の願書のみを収録したもので、『雨中之鐘子』の「願書之巻」と重なる部分が多い。

#### ◆F031 若林正治氏所蔵文書

故若林正治氏は伏見区内に居住した古書籍・資料の収集家である。京都市歴史資料館が撮影した同氏所蔵資料のうち、伏見区に関係したものは地誌・絵図がおもで全 35 点を数える。

まず地誌類では、安永 9 年刊『伏見鑑』が 2 部。1 部は上下 2 冊からなる。ついで天保 9 年写『伏見御役附』、以上 3 部である。いずれも『京羽二重』などの京都の案内記を模した伏見の案内記兼主要役職人名録である。

絵図類は 18 点を数え、「伏見九郷之図」「豊臣秀吉公泰平御代御旗本諸大名御屋鋪之図」「慶長年間伏水図」のような、豊臣・徳川両政権下での伏見の状況を推定復元した絵図が多い。そのほか「城州伏見町総絵図」のような江戸時代の詳細な絵図もある。

#### ◆F032 岩城(頼)家文書

岩城家は代々日野法界寺の坊官をつとめた家であり、梅本坊と称していた。文書は、「法界寺伽藍境内坊中敷地全図」(年未詳)と日記(安政 3)の 2 点が残るのみである。前者では薬師堂を中心とする法界寺伽藍と各坊中の位置関係を知ることができ、この中には萱尾神社境内も記されている。後者は日野村より醍醐三宝院へ出した願書の写や村落内の出来事などが記されており、梅本坊が月行事として記録しておいたものと思われる。1 年間に満たない日記ではあるが、法界寺坊中と村落との関係を垣間みることができる貴重なものといえよう。

#### ◆F033 鎌田(保)家文書

鎌田保夫家はもと法界寺照行坊の由緒をもつ。法界寺には照行坊、樹下坊、梅本坊、新坊、南坊、角坊、井脇坊、真乗坊という 8 坊があり、交替で法界寺を監護していたが、明治に入って坊は廃止され、僧侶も還俗している(「照行坊坊中廢寺之儀二付口上書写」明治 7)。平安時代から人々の尊崇を集めてきた法界寺もたび重なる兵火によって堂塔伽藍は荒廃し、近世豊臣秀吉によって醍醐寺に付属させられ 100 石の寺領を与えられたが、寺内は困窮していた(同)。

当家の文書は、享保期からのもので、証書類・上申書類が大部分である。日野の地は、本願寺において親鸞誕生地として仰がれており、法界寺にも親鸞ゆかりの旧地復興の気運が起こり、それを受けて親鸞の実父日野有範の御堂建立に関する文書(「有範御堂建立二付一札控」文化 11 など)や「有範御塚御像親鸞聖人誕生水略

縁起」(文化 11)などが残っている。そのため、本願寺との関わりも深いと考えられる。また文書の中には荒廃していた寺坊を存続させるための坊中の苦心を述べたものもある。大破した薬師堂を復興するために、乳薬師と称されて女性の信仰篤い本尊薬師如来を開帳し修理費用に充てる(「樹下坊照行坊連署本尊開帳二付口上書写」文化 10 他)、あるいは坊の存続のための講の開催(「梅本坊相続仕方帳」嘉永 2 など)といったものがそれである。

ほかに、葬儀、埋葬、法事に関する恵福寺との相論記録(「恵福寺之儀二付諸記録留」天明 4)、新坊相続に関する「新坊出入之儀二付口上覚」、松尾茂兵衛(法界寺との関係は不明)に出された証書類 10 点余が残っている。

#### ◆F034 清水(孝)家文書

清水家は宇治の木幡関の関守をつとめた清水の家系につながる家柄である。

文書は江戸時代の延宝年間から明治 20 年代までのものが残されている。清水家関係の文書としては、清水家系図(年未詳)、木幡関守清水氏に源頼朝・織田信長などから宛てられた文書の写があり、中世までの木幡関についての史料を提供している。また、幕末には当家は六地藏宿の伝馬所の取締役に任命されており、その任状が残されている。

六地藏村関係では延宝 5 年、伏見奉行仙石久俊の年貢の納め方などについての定書、延宝 7 年の六地藏村の検地帳、明治時代の「一筆丈量帳」「土地丈量図」「反別増減取調帳」など土地関係の台帳があり、村の様子を知る手掛かりとなる。

これらのほか、江戸時代後期から明治 20 年代にかけての、土地売券、譲状などの証書類が多く残されている。

#### ◆F035 渡辺(美)家文書

渡辺家はもと淀藩稲葉家家臣。全 53 点の内訳は、触・定類 2、記録類 24、勘定帳 1、系図類 6、絵図類 18、その他 2 となっているが、大別すれば淀・淀藩関係と渡辺家関係となる。これらのなかでとくに注目されるのは、記録類・絵図類であろう。

まず記録類のなかで注意されるのは、朝鮮通信使来朝に関するもの。これには「朝鮮人御饗応御献立留」(延享)と「朝鮮人来聘記」3 冊(寛延元)があり、いずれも淀藩として接待にあたった具体的な在り方を記録したものである。そのほか淀の地誌を詳細に書いた「淀古今真佐子」(年未詳)、「二条御城五重御天守、御付天守御修復諸色惣入目勘定目録」(年未詳)、「京都火消詰纏奉行勤方覚書」(年未詳)などがある。いずれも類例の少ない史料だけに注目しておいてよいだろう。

絵図類のうち淀関係では「淀界限淀川井桂川分間絵図」(享保 18)、「山州淀御城府内之図」(寛延 3)、「淀水車之図」(年未詳)、「淀天守之図」(年未詳)などがある。このうち「府内之図」と「天守之図」は、すでに「京都府史蹟勝地調査会報告」第 3 冊(大正 11)に紹介されていて、早くから知られていたものである。また先の朝鮮通信使来朝に関連するものとして、「朝鮮来聘使参内図」「馬上才図巻」「宗対馬守行列図」(以上いずれも年未詳)がある。その他、「洛中火消区分図」「兵船拵様之図并船戦之図」(年未詳)などもみられる。

渡辺(美)家文書

の多くは、稲葉氏が淀藩に入部して以降のものだが、とくに江戸時代中期以降の淀

あるいは淀藩の具体的な在り方をみるうえで、貴重な素材を提供してくれる史料群となっている。

#### ◆F036 御香宮神社文書

御香宮神社は平安時代創建の由緒をもち、とくに室町時代には伏見九郷と称された惣村の精神的支柱となった神社である。

当文書は年代的には江戸時代の寛文年間から明治期にわたって残されている。内容的に中心をなすものは、「公儀え御窺之控」「公儀向諸用之控」「公用留」などと題された冊子と、「諸事内証控」「諸用日記」などと題された冊子である。前者は元禄5年から安政6年までほぼ欠けることなく残されている。その内容は題名が示すように、幕府公儀向への窺書・届書などの留である。この中には当社の九月の例祭での芸能興行の願書・許可書が含まれており、境内での興行の様子が詳細にわかる。また、後者の冊子は社用を中心としたもので、当社神主三木家から伏見奉行所、あるいは門前住人から三木家への覚書・口上書で、年代は元禄5年から慶応2年までにわたっている。

以上のほか、内容的にまとまっているものには、近世から近代にかけての触や布告の写、社中や門前町の人数を知る手掛りとなる「宗旨御改帳」「人別改帳」が江戸後期を中心としてあり、上記の記録とをあわせると、江戸時代における当社近辺の様子が明らかとなる。

神社そのものに関わる文書としては、造営・修復についての願書、「御香宮年中行事覚」(文化5)、神酒配帳(天保・慶応)が残されている。

#### ◆F037 岡本正氏所蔵文書

当氏所蔵の『伏見大概記』は末尾の記載から享保13年に製作された3冊本の1冊であることがわかる。内容は伏見奉行の覚、伏見町町数の覚など伏見町の便覧といえるものである。本書は以後刊行される伏見町に関わる版本類の先駆をなすものとして貴重である。なお、『伏見大概記』には当家本のほか、若林正治氏所蔵本もある。

#### ◆F038 村上(繁)家文書

村上家に現存する古文書は、土地譲状や借金証文などの証書類がほとんどで32点を教える。そのうちもっとも古いものは、屋敷地境界を定めた一札(享保4)である。享保年間の土地売券がもう1点あるが、その他のものは江戸時代後期から明治期前半にかけてのものである。残る1点は、六斎念仏に際しての遊芸の取締りに関する御触の写(年未詳)である。

#### ◆F039 恋塚寺文書

恋塚寺は下鳥羽にある。寺号は、北面の武士遠藤盛遠(のちの僧文覚)が源渡の妻袈裟御前に横恋慕して誤って殺害し、その遺骸を埋葬したという恋塚に由来する。

文書は「山城国紀伊郡下鳥羽里恋塚寺略縁起」(年未詳)、「恋塚寺略縁起并鳥羽恋塚碑銘」(慶応2)、「袈裟御前を顕彰した「重建貞烈碑」(享保13)、それに下鳥羽村

にあった浄土宗法伝寺末法皇寺の造作願書(元文 2)、「謹奉捧吉水円光大師遠忌建会疎」(安政 4)。

#### ◆F040 松田(伍)家文書

稲荷御前町に関わる文書群である。まず触留帳(天保 13～慶応 4)をはじめとして、「町方諸入用勘定帳」(安政 2)、沽券帳、人別送り状(天保 14)、人別改帳(安政 6)、寺請状(天保 14)などのほか、御救米嘆願関係文書(弘化 2～嘉永 4)にみられる町的生活状況を詳述したものが注目される。そのほか、諸勘定帳(享保 8～宝暦 9)、金銀貸付帳(弘化 2)、金子借用証文(天保 8～元治元)といった類のもの以外では、「六地藏宿賄出入勘定帳」(嘉永 6)や「旧淀藩調達金返答書」(明治 5)がある。なお明治期のものとしては、田畑調帳や小作証などが残っている。

#### ◆F042 田中(彰)家文書

田中家は日野法界寺の坊官家のひとつである。したがって文書の大半は日野村に関わるものである。文書の半数以上は年貢・土地関係のものであり 29 点を数える。そのうち 16 点が法界寺坊官家領などの田畑高反別名寄帳(明治 2～3)であり、そのほかに御救高割帳 3 点(文政 9、嘉永 4、年未詳)、年貢皆済状 7 点(明治 2～3)、地方税帳(明治 14)などがある。その他の文書も江戸時代後期から明治期にかけてのものがほとんどで、御触留帳(天明 6)、「京都府申渡書留帳」(慶応 4)などの法令類、「鳥居拝殿入用覚帳」(享保 4)、「村方出入勘定帳」(嘉永 3)といった勘定帳類、さらに年貢減免の願書(明治 2)、「諸渡物請印帳」(明治 14)などが残っている。

#### ◆F043 門田(廣)家文書

門田家は江戸時代より向島橋詰町に居住し、藤屋仁右衛門を名乗り町年寄をつとめていた。当家文書でもっとも古いものは、寛保 2 年の跡式譲証文で、あとは江戸後期から明治初年のものがほとんどである。また内容的には借用証文・金子預り証文が大半を占めている。橋詰町が川辺に位置する関係からか、川岸垣上についての口上書(天明 2)、および町政に参加していた関係から宗旨請状、年貢請取書なども残されている。

#### ◆F045 吉田(植)家文書

文書は「紀伊郡堀内村全図」(明治 32)と題する 3,000 分の 1 の地図で、一筆ごとに地番・利用を詳細に記している。

#### ◆F046 沢田(幸)家文書

沢田家は本国を越後とする大工の家で、万治年間に相模國小田原において大工棟梁方として淀藩稲葉家に仕え、享保年間にいたって山城国淀に移った。調査当時は河原町通蛸薬師西入に居住。文書は、同家関係の由緒書・親類書等のほか、近江の淀藩所領の村方文書群と、大工棟梁方の職務に関わる図面類を中心とした文書群との三群からなる。

淀藩所領関係の文書群は「甲賀郡正福寺村絵図」1 点が慶安 3 年の年紀をもつほかは享保 6 年から慶応元年までの年紀をもち、近江国栗太郡・野洲郡・甲賀郡・浅井

郡・伊香郡にまでおよぶ。百姓・村役人が提出した上申書類が中心で、水相論、土地相論などの訴訟関係のものが多い。一連のものとしては、領主が入り組んだ野洲郡川田村土地相論に関する訴状および取替証文(いずれも天保 6)がある。また、「野洲郡十二里村助郷免除願書」(天保 4)がある。

大工棟梁方関係の文書群は、建造物の差図・見取図・各部意匠の雛型などの図面類や木割寸法書上類を中心とする。文書の性格上年紀をもつものは少ないが、わかるものだけで宝暦 3 年から明治初年までの年紀をもつ。山崎妙喜庵困建見取図(天保 5)は利休好みの茶室として知られる大山崎の妙喜庵待庵の見取図であり、壁・床・天井の各面から外観にいたるまで寸法などの詳細な注記を施したものである。他には「嵯峨清涼寺軸座鉄物等意匠図」(年未詳)、黒門通に面した奥行 78 間の某寺差図などがある。

#### ◆F047 小山(藤)家文書

小山家は屋号を吉兵衛と名乗り、天和年間頃より直達橋五丁目に居住した髪結床である。当家文書は、享保 12 年 9 月 16 日付の髪結職由緒書で、写ではあるが同家の由緒を詳しく記している。なお前欠・破損部があるため往古の分についてはわからない。

#### ◆F049 家村(茂)家文書

家村家は男山(石清水)八幡宮の神人をつとめていた家。文書は、11 点が男山八幡宮綱曳神人職補任状で、寛文 5 年、正徳元年、享保 17 年、宝暦 5 年、安永 2 年、寛政 10 年、文化 13 年、文政 8 年、嘉永 7 年、慶応元年、明治 8 年にそれぞれ家村家の当主が任命されている。ただし、明治 8 年の分は八幡祭の時の臨時任用という形式をとっている。

他の 2 点は、安永 8 年撰の「家村家略系図」、明治 13 年「勧請組通」。後者は稲荷大社信者がとりむすんだ頼母子講の定則と掛金の通。

#### ◆F050 稲荷小学校所蔵文書

稲荷小学校は、大正 5 年深草尋常小学校より分離創設された。当初は深草第二尋常小学校と称していたが、昭和 14 年稲荷国民学校と改称、戦後、稲荷小学校となる。

同校には、大正 15 年起筆の「学校沿革史」1 点があり、学校の沿革・校舎増改築の記録・年次児童数などが綴り込まれている。校舎増改築については、昭和 9 年台風による校舎破損に伴い、補強工事を行った記述がみられる。

#### ◆F051 井上秀雄氏所蔵文書

「記録帳」と題する冊子 1 点は、伏見に居住する某が天保から安政期にかけて、年代順に伏見・京都に起こった大火事・地震・洪水・旱魃などの天人災や、ペリーの浦賀来航の風聞などを、詳しく書き留めたもの。他の 9 点は触書・書状、大福帳などの断簡で、もと桃山町の旧家の襖の裏張に使われていたものという。

#### ◆F052 大橋(九)家文書

大橋家は醍醐陀羅谷の旧家のひとつで、江戸時代の中頃近江国坂田郡より移り住んだとされている。文書は「稻荷大明神由来書」(安永 3)で、当地の氏神である稻荷大明神の濫觴から再興に至るまでの経緯が記されている。また、陀羅谷の開発の様子もうかがえる好史料といえよう。

#### ◆F053 岡本(俊)家文書

岡本家は男山(石清水)八幡宮の神人をつとめていた家。文書 8 点はすべて男山八幡宮綱曳神人職補任状で、慶長 11 年、宝永元年、享保 2 年、享保 12 年、安永 2 年、寛政 4 年、天保 2 年、安政 3 年にそれぞれ岡本家の当主が任命されている。

#### ◆F054 奥田(保)家文書

奥田家は明治初年以來、現下油掛町にあって小間物屋を家業とした。文書はすべて明治前期のもので、その大半は田畑や宅地の売券・借用証文・小作請証・借家請証などの証文である。その買得地・借用人の範囲は伏見町部に限らず、三栖村・下三栖村・向島村・槇島村・葭島新田村などの周辺村落部にまで広がっている。他に「下油掛町内絵図」(明治 4)、同町にある浄土宗西岸寺の境内地図 2 点(年不詳)、買得に伴う田地図などの地図類がある。

#### ◆F055 神川小学校所蔵文書

沿革誌 1 点。明治 43 年にいったん編集されたのち、昭和 47 年度まで書き継がれたもの。内容は、明治 5 年の学校創立以來の沿革、職員・学務委員の変遷、就学歩合などで、設立主体であった乙訓郡久我村・羽束師村組合の組合規定も記載されている。

#### ◆F056 萱尾神社文書

日野村の東方に鎮座する同社は、もと法界寺の鎮守として創建されたと伝えられている。現在の社殿は慶安 3 年の築造とされ、江戸時代には日野村の産土神であった。同社には 18 枚の棟札と絵馬 1 枚が残るのみである。これらの史料から社殿の造営・修復および屋根の葺替の時期と奉加者が明らかになる。それによると江戸時代に 10 回、明治以降に 3 回の造営・修復および葺替が行われた。またもっとも古い記録としては、文安 3 年 11 月 25 日付の本殿内机甲板裏面に神台を新造した旨の墨書がある。

#### ◆F057 河合(繁)家文書

河合家は横大路村に居住した家で、文書の年代は正保 4 年から明治 20 年にわたっているが、主となるのは享保以降の文書である。河合家自体に関する文書のみではなく、産土神である飛鳥田神社に関係した、むしろ横大路村文書と称してもよい部分が相当含まれている。ただし、検地帳・名寄帳・村明細帳・宗門帳のような一般的な村(庄屋)文書は含まれていない。

享保 19 年 11 月 19 日付寺譲り証文の差出人に「横大路村庄屋勘右衛門」と記されるのが文書上の河合家の初見だと思われる。明和年間以降、村借り借用証文等

の宛所に河合勘右衛門の名がみえ、普請願書の差出人に「庄屋勘右衛門」と連署していることから、江戸時代中期以降、横大路村の庄屋をつとめ、金融業を営んでいたもようがうかがえる。なお、泉涌寺領の免割帳(慶応 2・3)が残されているので、領主ごとにおかれていた庄屋のうち、泉涌寺領担当庄屋だったようである。

飛鳥田神社に関係した文書は、宝暦 4 年を中心とした年代に集中している。飛鳥田神社はもともと嶋瀉神社と称していた。享保年間に京都の儒学者並河誠所が地誌編集のために近畿一円を巡見したことがあり、その時に誠所が嶋瀉神社の号は本来は柿本神社であると主張した。その後、横大路村氏子と神主小畠主税との間に社地の範囲をめぐる相論がまきおこり、その時、氏子側が勝手に神鏡の裏に柿本神社という神号をきざんでいたことが発覚し、監督者である京都の吉田家をまきこんだ紛争に発展した。

明治以降も河合家は横大路村の指導的立場にいて、教育費支払調査書、横大路校校務掛辞令等の文書が残されている。

#### ◆F058 北向山不動院文書

北向山不動院は鳥羽上皇の勅願により創建されたという不動堂で、王城守護のために北向きに建てられたという伝承を持つ。以後皇室との関係が深く、現在の本堂も正徳 2 年に東山天皇の御殿を移建したと伝える。当院に伝えられた文書の多くは書状、口上書などであるが、正徳 3 年に不動院別当秀賢が書いた「北向山不動院由来記」(延享 3 写)をはじめ、貞享 3 年の「不動霊像由来記」などもある。また「書記録」と表題した、天明 8 年より慶応 4 年に至る書き継ぎ記録 2 冊があり、この間の主要な出来事や文書の控を収録している。そのほか桃園天皇崩御のおりの「御焼香之控」(宝暦 12)をはじめ、皇室に対する祈祷護摩執行の口上書、天明 8 年の京都大火における「御所方炎上之記」など、皇室関係の事件や行事に関する文書、当院住僧関係の口宣案なども含まれる。なお本文書のうちもっとも多いのは、皇室や公家関係から不動院に宛てられた祈祷依頼の仮名書き書状である。

#### ◆F059 金札宮文書

金札宮は豊臣秀吉の伏見城築城以前から、伏見九郷のうち久米村の鎮守社として発展した神社で、観阿弥の能『金札』でよく知られており、現在は鷹匠町にある。

文書は「金札大明神縁起」と題する縁起で、跋文によると当社を管轄していた喜運寺の孝道叟代らが中心となって、弘化 3 年に退転していた社殿を再建するためにこの絵巻が書写されたことがわかる。内容は久米の里に住む老翁と示現した当社の神が、白菊をもって露を地にかけると清水が涌出し、白菊大明神とも号したこと、在地の金松氏が社司となるとともに久米寺(西方寺、現風呂屋町)の住持を兼任したことなどが時代を追って述べられる。

#### ◆F060 黒川(直)家文書

黒川家は乙訓郡志水村の庄屋五右衛門家。文書は、居住する志水村を中心に古川村、菱川村などに関する地方文書が多数を占める。

最古の文書は天正 18 年 9 月 8 日付の「下山城西岡之内志水村名寄帳」で、志水村が西岡の一角を占めていたことが知られる。作人には「志水」として兵部、喜三郎、

甚二郎、彦左衛門、「ふる川」として与三郎らの名がみえる。次に、享保 13 年の桂川堤普請についての取替証文がある。桂川西岸にあった志水村はしばしば水害に見舞われ、治水は村民の大きな関心事のひとつであったが、文化・文政期に開鑿された羽束師川はこの改善に大きな役割を果たした。この羽束師川開鑿に関する文書も、各村庄屋連名の取替証文(文政 9 年 3 月)など数点がある。さらに、近代の桂川改修にともなう絵図 1 点(大正 3)も含まれる。

このほか、畑畑譲渡証文(天明 6 以降)、宗旨人別帳(天保 14)、金子借用証文(文政 5 以降)などがある。

#### ◆F061 玄忠寺文書

玄忠寺は下板橋町にある浄土宗の寺院で、慶長のころ当誉の開山になる。

文書は「伏陽玄忠寺由緒書」と題する卷子 1 巻(宝暦 11)。筆者は当寺 9 世の戒誉恵観。内容は玄忠寺が正保 3 年以来あった丹波橋西の鍛冶屋町から、宝暦 3 年に現寺地指物町(現在は下板橋町)に移された事情、それに際しての靈験、移転の経過等の顛末記。後半に寺地替・引移し・仮本堂作事の際に提出された願書の写がまとめられている。

#### ◆F062 光現寺文書

光現寺は横大路下三栖辻堂町にある浄土真宗本願寺派の寺院。蓮如の娘妙勝尼が夫勝林坊勝恵とともに居住した三栖坊の遺跡を由緒とする。『山域名跡巡行志』には廃寺となっており、寺院は何度か廃絶の憂き目をみたらしい。

文書のうち 1 点は年未詳の本願寺十二世准如の書状で、大谷惣門徒中に宛てたもの。もう 1 点は元禄 12 年の西本願寺寂如の書状で、光現寺の再建について坊主衆中・門徒中に勧進を促した内容である(いずれも軸装)。

#### ◆F063 西岸寺文書

西岸寺は浄土宗知恩院末の寺院で下油掛町にあり、境内に油掛地藏を祀ることで知られている。町名の下油掛町もこれに由来する。寺院そのものは永禄年中に相模小田原の岸誉上人順阿が既存の地藏堂の地に建立し、天正 18 年に知恩院末となった。

文書は明治初年に編纂されたと思われる記録帳(冊子)1 点で、文化 6 年から明治 5 年に至るまでの記録がほぼ収録されている。内容は寺院・境内社に関する建築申請、寺地の借家に関する願書、触書・布告、町から寺に対して出された願書などの文書を中心に編集し、その間に覚書・記録を挟んでいる。なかでも元治元年の池田屋騒動の顛末や、幕府軍の長州征伐に関する伏見の町の動き、それに明治維新の伏見の民政など、幕末から明治初年の伏見の町の様子を詳細に記している。

#### ◆F064 齊ノ内(新)家文書

齊ノ内家は乙訓郡志水村の庄屋七右衛門家。もと、紀伊郡横大路村に住したと伝えられ、菩提寺は横大路村良福寺。文書は志水村関係のものであるが、いずれも建具の裏打ちに使用されていたもので、断簡が多数を占める。

#### ◆F065 下鳥羽小学校所蔵文書

下鳥羽小学校は明治9年横大路小学校学区から下鳥羽村が独立し、中島村と連合して創立。「学校沿革史」1点のほか「郷土誌」(大正5)があり、下鳥羽・中島両村の沿革などを記す。

#### ◆F066 城南宮文書

城南宮は鳥羽離宮の鎮守社として勧請された社で、方避けの神としても古くから知られる。社殿は昭和52年に炎上したが、戦前から知られている中世文書は焼失をまぬがれた。

ここでいう城南宮文書は、近年整理公開されたもので、慶長12年の「竹田村地緘参帳之内」(延宝2写)と題する検地帳3冊をはじめとした多くの近世文書である。この文書の特色は、城南宮伝来の神社関係文書に加えて、城南宮に託されて伝わったと思われる竹田村関係文書が多数含まれることで、上記の慶長検地帳もそのひとつである。

同文書のうち城南宮の伝来文書は、天文22年・慶長19年の禁制写、享保2年以降幕末までの口上願書、明治以降の京都府に提出した願伺届書の控などをはじめ、戸籍類に関しては、「唯一神道人別改帳」(文化12・天保11)、「浄土宗人別改帳」(文政元～万延元)等。財政関係では、諸入用勘定帳(文政元～元治元)や下行米受取帳(文政12～明治12)などが残るほか、城南宮神主鳥羽家に関する神主譲状、鳥羽家関係の系図(寛政8)、「縁起」(明治7)、「神社記」(享和3)などもある。

分量的にも多く、内容的に注目されるのは神事・祭礼関係の文書で、慶長15年に氏子圏の村々の代表が祭礼における喧嘩口論の禁止を定めて差し出した請状では、当時の氏子圏がわかるほか、以後の文書によって氏子圏の変遷をたどることができる。また、延享2年の神輿修理に関する届書や、安永4年の口上書などには、城南宮における氏子圏の村々の祭礼の歴史が記述され、明治13年から18年にかけての神事諸事控によっては、俄狂言や人形浄瑠璃が出た祭礼の具体的様子も知れる。なお同文書中には、賀茂社関係の文書が含まれるが、これはある時期鳥羽氏が同社に出仕していた関係により混入したものと思われる。

そのほか寛永年間以降の社殿普請に関する文書や寄進関係の文書、禁裏・公家をはじめ当社が行った祈禱に関する文書なども多数残る。

竹田村の庄屋関係文書は、おそらく安楽寿院の代官をつとめた郷土長谷川家に伝来したものと思われるが、前述した慶長検地帳のほか、慶長18年・貞享2年の「水帳之覚」高瀬川開削にともなう慶長19年の「船入名寄帳」、宝暦12年の「竹田御百姓御入分名前帳」など、近世前期の竹田村村政に関する基本文書が残るのが貴重である。また中島村の百姓源吾の文政12年から嘉永3年に至る皆済状70通も揃う。

#### ◆F067 善福寺文書

善福寺は文禄4年の創建で深草瓦町に位置し、真宗大谷派に属する。当地は仁明天皇の御願になる嘉祥寺の薬師堂跡地で当時の礎石が現存する。

文書は、伏見城造営の際、瓦方棟梁をつとめた西村家の由緒書2点(寛政5、天明5)や、伏見騒動の顛末を記した「文珠九助一件書」(天明5)がある。また収集文書として、文禄の役の戦地の模様を伝える藤堂高虎の注進状や、豊臣秀吉朱印状があ

る。この2点の宛所は藤堂高虎とともに、秀吉の弟豊臣秀長の重臣であった横浜一晏で、文禄3年の秀長の息子秀保の死による主家の断絶後、秀吉に仕えたが、慶長元年閏7月の畿内地震で横死した。

#### ◆F068 大徳寺文書

大徳寺は淀水垂町に所在する真言宗寺院。天徳元年の創建とつたえ、江戸時代までは淀姫社(現与杼神社)の神宮寺であった。なお与杼神社は明治33年の淀川改修工事で現在地に移転するまでは大徳寺に隣接していた。

文書のうち、正文・案文を問わずもっとも古いものは、慶長10年10月26日付板倉勝重奉書写であるが、正文では慶長18年4月16日付院号免許御室御教書である。逆にもっとも新しいものは明治32年の什物取調帳であるが、主になるのは安永年間以降の文書である。

寺伝・縁起・明細書の類は、下記の相論に関連して作られたようであるが、寛政2年の明細書2冊、安政5年に水垂町から提出された町内に所在する寺社の明細帳1冊、年末詳「淀水垂大荒森大徳寺略縁起」2冊、明治作成にかかる「当寺中古以来明細書」1冊ほかが残されている。

大徳寺と淀姫社の間には社領の配分をめぐり確執があつたらしく、すでに寛文12年12月1日付で社僧・神主相論裁許書が出された。以後、天明8年に將軍代替りによる朱印状更新のため、淀姫社から神主河原崎土佐が江戸へ赴いたが、途中で遊興にふけり無益の金を費やしたので、神主河原崎若狭と大徳寺が淀藩へ訴え、以後は年番制をとることで決着している。これが発端となり相論が再発し、寛政2年に内済をみた。この相論関係で訴状・済状・返答書等がまとまって32点残されている。

#### ◆F069 大蓮寺文書

大蓮寺は北浜町にある浄土宗知恩院末の寺院。天正17年に山城国八幡の慶誉が開いた。本堂は加藤清正邸の用材を用いて建てられたと伝える。

文書の内容は、「伏見京橋大蓮靈宝五劫思惟之如来縁起」と題する当寺五劫思惟如来の縁起1巻(享保4)、「開山百五十年遠忌記跡」(寛政2)、「什物帳」2冊(弘化3、嘉永5)、「本山寺領除地由緒為取調書」(明治元)、境内地譲渡に関する覚、「高塀大門庫裏修覆并二式百廻忌寄進状」(明治13)、その他指図等である。

#### ◆F070 竹田小学校所蔵文書

竹田小学校は明治16年に竹田村の山王神社境内(現在地)に創設された。

所蔵文書は、沿革史新旧2点、校規2点である。沿革史はともに学校の沿革を記しており、明治43年の改進黨学校の開設や、昭和30年の赤痢の発生に際して校内児童200名余が感染し竹田赤痢防疫対策委員会が結成されたことなどが知られる。校規には、学校例規のほか、改進黨学校の規定、改進黨矯風会規約などが綴り込まれている。

#### ◆F071 田中子朗氏所蔵文書

本文書は田中子朗氏の収集にかかるもので、全198点のうち伏見関係は1点のみ。残る197点の大部分は、西陣の吉田甚兵衛家関係文書である。吉田家は質屋

仲間の青陽組に属し、吉文字屋を屋号としていた。そのため、この文書群は江戸時代後期から大正期までの各種証文類が中心となっているが、中には江戸時代後期の御救米関係、心学明倫舎関係のものが少し含まれ、また江戸時代後期から明治初頭にかけてとみられる下京区塩竈町の絵図も、数点ある。

伏見関係の冊子 1 点は、表題に「伏見町人願書之写」と墨書されているが、内容は天明 5 年に起こったいわゆる伏見騒動に関するもので、騒動の中心人物文珠九助らの奉行所宛願書が写しとられている。

#### ◆F072 田中(弟)家文書

田中家は乙訓郡志水村の庄屋新左衛門・新兵衛家。収集したもののうち、およそ半数は、近世中期から近代にかけての志水村関係文書。もっとも古いものは、庄屋役退役についての志水村百姓願書(享保 12)。土地・年貢関係では、田地売渡証文(元文 3 以降)、年貢勘定目録(寛延 2 以降)などが、それぞれ数点ずつ含まれている。近代については、「志水区諸入費仕払帳」「志水区農会積立米請取覚帳」など田中新左衛門が区長をつとめていた羽束師村志水区関係の勘定帳類が多数を占める。ほかに特徴のあるものとして「鴨川村相続講仕法帳」(明治 32)、「羽束師村儉約規定」(明治 36)、「羽束師神社永続講通」(明治 37)、「久我村治水講通」(明治 43)がある。

残りは、近代の帝国在郷軍人会羽束師村分会に関するもの。とくに、「諸通牒綴」と題する簿冊には、明治 44 年から大正 5 年にかけての通達類が綴られており、帝国在郷軍人会創立当初の活動の一端を知ることができる。このほか、羽束師村・久我村・淀村普通水利組合に関する文書数点が含まれている。

#### ◆F073 田辺(博)家文書

田辺家は江戸時代中頃に三宝院門跡御役所より醍醐村陀羅谷の開発を許され、近江国坂田郡新庄村(滋賀県長浜市)から当地へ移り住んで代々庄屋をつとめた旧家である。

文書の大半は陀羅谷移転以後のものであるが、近江時代のものも 2 点含まれている。同家の文書の中でもっとも古いものは、元和 3 年 11 月 5 日付の近江国坂田郡西円寺の存続についての願書であり、新庄村の村役人として田辺仁左衛門の名がみえている。当地移転後の文書は、上申書の類 33 点と証文の類 21 点とに大きく分類できる。前者では陀羅谷開発および鎌下年季の願書(正徳 2)をはじめとして、年貢減免などを三宝院門跡御役所へ願い出たものが数多く残っており、当地開発の経過や実情を知る手掛りとなる。後者の証文類には土地譲状や山請一札などに加えて、他村との相論の済証文なども含まれており、周辺村落との関わりも若干うかがえる。文書の年代については、陀羅谷開発当初の江戸時代中期のものが比較的多く、もっとも新しいもので文化年間のものである。

その他の文書としては、三宝院門跡御役所より出された御触の写(年未詳)が 2 点と、近江国の各郡毎に石高と村数を書き上げた「江州知行高村数」(年未詳)などが現存している。

#### ◆F074 田村伎都子氏所蔵文書

昭和 9 年の「伏見港指定に関する調書」とその「請願書」、さらに「最近 5 ヶ年間伏

見荷揚場移出入貨物」と「昭和 8 年度伏見荷揚場移出入貨物」と題する集計一覧表がある。伏見港は明治以降、鉄道の発達によって衰退するが、それでもなお木材・石炭・酒類の重量貨物は水運によっており、同港の果たす役割は大きかった。上記の史料は、その経緯を示すものとして注目される。

#### ◆F075 津田(信)家文書

菱川村の庄屋市郎兵衛家。醍醐理性院奉仕の際は代々要人と号す。津田家と醍醐理性院との関係については、近代に入ってから由緒書に詳しい。この由緒書は、津田家が明治期から昭和初年にかけて土族編入願を繰り返し行った際に作成されたもので、本文書中にも編入願関係の書類が多数含まれる。

文書中最古のものは享保 11 年の検地帳で、その他延享 2 年の検地帳、嘉永 5 年の講仕方帳、さらに近代に入ってから「羽束師神社保存有志名簿」(明治 22)、「羽束師村治水講通」(大正 4)など村関係文書が数点ある。治水に関しては、文化・文政期に行われた羽束師川開鑿に関する書付があるが年代は詳らかでない。

このほか、土族編入願に関するものも含め、書状類が数点ある。

#### ◆F076 寺本(光)家文書

寺本家は、代々深草瓦町で製瓦業を営む旧家である。同家伝来の深草瓦師の由緒書(大正 3 写)によれば、江戸時代半ばの宝永年間に当地に移り住んだことが知れる。

現存する文書 13 点の内訳は、(1)絵図類 4 点、(2)訴状・願書等の控帳 2 点、(3)瓦商組合関係の書類 4 点、(4)陵墓の取調帳(明治 4)1 点、(5)深草瓦町の式目(明治 2)1 点、(6)由緒書 1 点である。(1)の絵図類には「紀伊郡深草村之内瓦町竈絵図」(明治 3)、深草村瓦土取場の絵図(安永 7)があり、深草瓦町の概観を知ることができる。そのほかには「伏見九郷之図」(明暦 3 写)、伏見町絵図(年未詳)がある。(2)には瓦師仲間の定書や大仏瓦師仲間との相論関係の願書を記録した「雑出入控」(宝暦 9～明和 3)と、御所造営に際しての御用瓦の落札に関する願書等を記した「御所様御造営ニ付願書其外控」(安政元)がある。(3)の瓦商組合関係書類では、明治 17 年に京都府庁へ瓦商営業組合の認可を申請した願書の写や、瓦業組合同規約などを記した帳面が 4 冊残されている。

#### ◆F077 中(伊)家文書

中家は東組町にあって代々河内屋伊兵衛を名乗り、古くは米問屋、のちに酒造業を営んできた家。

文書は江戸後期から明治初年にかけてのものがほとんどで、大きく(1)町関係、(2)御香宮・祭礼関係、(3)家業の 3 つに大分される。

町関係のなかでは、文政から慶応年間にかけて伏見町中に出された触を集めた触書留 6 冊がまず注目される。触は伏見奉行から組頭浅田家を通して当町御小人町組東町東組に出されている。京都町奉行が出した触と共通するものが多いが、なかには伏見町に触れられた独自のものがあり、伏見町の民政を知る重要な史料である。戸籍類としては宗旨改帳(天保 8、弘化 4、嘉永 3・4、文久 2)・「人別町送り出入控」(安政 3)・借家請状控・「跡式御改帳」(弘化 3)、その他届書控・町絵図・勘定帳・証文

の類がある。特殊なものとしては、年中行事として行われた地蔵会に関する出入を記録した「地蔵会買物帳」と「到来帳」が、幕末から明治初年にかけてまとまって残っていることがあげられる。

御香宮神社関係は、「御香宮由緒書」「遷宮集帳」(嘉永元)がある。また当社の祭礼に際して、当町を含む御小人町組 6 町からは占出山という山車を出しており、それに関する勘定帳の類が残っている。現在でも、中家では占出山の飾金具の一部を始めとする諸飾物を保存している。

家業の酒造関係では、ほとんどが明治初期のもので、その内容は「清酒売付帳」2 冊、「水揚輸出入帳」4 冊、「酒造漬米帳」2 冊、「働人給金勘定帳」1 冊である。

江戸期のものとしては、「米買入帳」(嘉永 3)があり、ほかに米穀問屋の鑑札(文久 2)1 点がある。

#### ◆F078 仲瀬(宣)家文書

仲瀬家は 4 代前から伏見深草に居住する宮大工の家で、万屋十兵衛を称した。

文書は、深草祭りの鎧修復に際しての「御鎧再寄付御操替金返入簿」(明治 11)1 冊、「伏見九郷之図」「伏見山寺宮近廻地図大概」の地図 2 点。

#### ◆F079 生津町自治会所蔵文書

旧綴喜郡生津村の村関係文書。年代は文化 8 年から明治 34 年にいたる。すべて村役人の関係した証文等のいわゆる一紙文書であり、庄屋日記・検地帳・名寄帳・村明細帳などの記録・帳簿類は残されていない。

まとまっているものとしては、転入者があった時に前住地の町村役人から送付される送り状類が、幕末から明治にかけて 13 点残される。すべて淀城下・伏見町といった近辺からの転入である。これらは生津村役人に宛てたものである。また村民から村役人に差し出した文書として詫状等が 5 点ある。

生津村は男山八幡宮(石清水八幡宮)領八幡外四郷のひとつであるので、領主石清水八幡宮宛ての文書が残されている。この中には村民の住宅普請願書・相撲興行願書などの願書類 8 点、盗賊被害届書等の上申・報告書類 4 点が主であり、「御当職様御役人中様」のように、八幡社の担当役職に宛てられている。

このほか、京都町奉行にあてた竹草木刈捨断書や、村内の浄土宗東向寺の祠堂金預り証券(明治 11)などがある。なお、総点数のうち 5 点は文書の包紙。

#### ◆F080 西村(奈)家文書

西村家は旧乙訓郡鴨川村に居住する家で、西園寺家領の庄屋と伝えられている。5 点のうち巻子は 1 点で、寛政 9 年から明治 4 年までの田畑売渡証文、金子借用証文などが受け継がれている。なかでも、西園寺家領藪地の請負に関する証書類がまとまっているが、これにより、西園寺家領は村内字北河原地内の藪地に限られることが知られる。

このほか、「字北河原地内藪地絵図」1 点(安政 4)、「田畑藪地高反別帳」2 点(天保 8、明治 2)、藪地物成請取証文 1 点(天保 14)がある。

#### ◆F081 念仏寺文書

念仏寺は納所北城堀にある浄土宗寺院。

文書のうち7点は慶応3年から明治2年にかけての寺送り状である。宛所が念仏寺となっているのは1点のみで、あとは誓用院、清源庵、欣浄院と記すが、この三者は念仏寺の末寺であり、念仏寺でまとめて保管されていたものであろう。関連するものでは万延元年の寺請状1点がある。

このほかに、延宝2年6月に納所町・水垂村の船持ちが営業権侵犯のかどで、30石船以上の淀船持ちを京都町奉行に訴えたときの訴状1点、「朝鮮人来朝之事」と題する書付1点がある。後者は文化8年の朝鮮使節来朝時に、淀の寺院が送迎費用を負担した明細書。また延享3年に念仏寺・清用庵から本山一心院へ提出した「本末御改帳」1点がある。

#### ◆F082 納所小学校所蔵文書

納所小学校は明治6年、納所村会所と称されていた村役場内に紀伊郡納所小学校として創立された。当初は納所村をもって学区域としていたが、明治20年水垂村・大下津村・樋爪村を加え、同25年に至って再びこの3か村を分離した。創立からの沿革を記した「学校沿革史」1点のほか「山城国紀伊郡淀津愛宕縁起」(天和4)などがある。

#### ◆F083 野崎(志)家文書

野崎家は屋号を野久と称し、近世以降は船大工職の家柄であった。江戸時代には代々野田屋熊次郎、明治時代以降には長三郎を名乗って伏見町に居住した。残されている文書は、家職の関係から、ほとんどが船大工仲間関係のものである。

当家文書中、もっとも古いものは表紙に「宝暦九年改之」と記されている公用及び諸書の書留めで、宝暦年間から明和年間にかけての、小船貸与についての口上書が書留められている。また、船大工仲間運営の中心となる仲間定・申合せの類は寛政5年・文久3年・慶応4年のものがあり、他の得意先を犯さないこと、師弟関係のことなどにつき取り決めている。このほかの近世文書としては、文化10年の不埒者一件についての訴状、慶応4年の詫状が残存する。

明治時代に入っても、明治4年の船大工会社設立についての口上書および会社規則が記載されている「船大工会社記」や船大工仲間の組合・既済組関係の帳簿(明治13)がある。また船大工仲間関係以外のものとして、明治6年の三栖向町の「地券願書」、明治17年の借入金証書がある。

#### ◆F084 羽東師小学校所蔵文書

羽東師小学校は、昭和53年に神川小学校から分立された比較的新しい学校であるが、古文書1点が所蔵されている。この文書は、乙訓郡菱川村・古川村・志水村と同郡東土川村との間の用水争論についての裁許状写(享保12年5月)だが、伝来の経緯は明らかでない。同じものは、[F021 南\(淳\)家文書](#)などにも含まれている。

#### ◆F085 羽東師坐高御産日神社文書

本文書は、羽東師神社関係文書のほかに、同社宮司の古川家関係文書、古川家

がながく庄屋をつとめた乙訓郡志水村関係文書の三つに大別される。なかでも志水村関係文書が、その多数を占める。

このうち、前二者の文書は羽束師神社旧記類・絵図・末社北向天満宮明細帳・古河家系図などで、両者あわせても10数点にとどまる。年代の明記されているものとしては、寛政10年の郷土相続願がある。

村関係文書のなかでは用・排水をめぐるものが多数を占め、承応3年の手形取替証文(菱川村・古川村)を最古のものとして、延宝5年、享保11年、元文元年、天保3年と相論がくりかえされる。関係する村々はそのつど異なるが、菱川村・古川村・志水村・築山村・東土川村・赤井村などの名がみえる。

特筆すべきものとして、文化・文政年間に行われた羽束師川の開鑿があげられる。この開鑿については、当時の羽束師神社宮司古川為猛が中心的な役割を果たしたと伝えられ、本文書中にも「乙訓郡紀伊郡村々悪水抜一件日記」と題する為猛の日記が含まれている。日記は第1冊をはじめ若干欠けてはいるものの、第2冊(文化7年8月13日起)から第48冊(文政9年5月12日結)のうち約40冊が残され、詳細な記録をとどめている。なお、これを利用した報告が『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊(京都府編)に掲載されている。

このほかの文書としては、淀船持仲間と古川村との相論関係文書(宝永元)、金子借用証文、田畑譲渡証文などがそれぞれ数点みえる。また、野上次郎三郎宛足利尊氏書状、古川弥次郎宛細川勝元書状など書状類の写が伝わっているが、野上家と古川家の関係については「古河家系図」(年未詳)に若干の記述がある。

#### ◆F086 深草小学校所蔵文書

深草小学校は伏見区のなかでももっとも古い小学校で、明治5年に伏水第一小学校として創立。その後名称も、墨染小学校(明治9)、循誘小学校(明治18)と変わり、これと前後して校地も現直違橋三丁目に移った。明治22年の町村制実施に伴い、深草尋常小学校と改称。昭和16年、京都市深草国民小学校、同22年より現校名となった。

文書のうち「学校沿革史」は、本来の沿革史に、歴任教員名・予算書・申請書等を併せた詳細なもの。「本校諸規」(明治19)は循誘小学校時代の校規で、内規・生徒取扱規則・書籍取扱細則を含み、後半に「深草尋常小学校規約」(明治22)・「職務会評定雑記」(明治23～)等を併せる。

#### ◆F088 藤田(権)家文書

藤田家は権十郎を名乗り、横大路村の庄屋をつとめるいっぽう、運送業を生業とした家。

文書の内容は、大きく(1)村・庄屋関係、(2)家業(運送業)関係、(3)明治期の村役場関係、(4)家関係、に分類できる。

(1)は、藤田家が庄屋をつとめていた東福寺領横大路村南方の料所に関する文書で、内容は検地帳(延宝7)、「東福寺御領持高書付帳」(文化8)、年貢米目録、年貢皆済目録、田畑・屋敷の高帳、毛附引抜帳、寺割下帳、免割下帳、百姓加役皆済帳、高懸入帳、「指出シ色沢帳」「下検見帳」「免定」「四方町寄帳」「植付帳」、その他諸入用帳などの土地・年貢・課役関係、宗門人別改帳(文化13、文政6、天保2、安政4)、

町・村送り状、寺請状等の戸籍関係、桂川・鴨川の川浚え・藪刈り取りに関する申請、水利工事・屋敷地の普請願、それに証書類・絵図類など多岐にわたっている。このうち水利工事に関する普請願のなかには堤防・水門・樋・悪水抜きなどの工事が含まれ、横大路村がたびたび水害を被った事情を反映している。またこの事実に関連して、救い米・合力米の申請文書・名前帳なども残されている。

(2)は、当家が運送問屋として京上する物資を当地で船から車に積み替えて運送していたことに関するもので、そのなかには車方惣中の文書を多数含む。とくに横大路村は下鳥羽村とともに禁裏料米・二条詰米を荷揚げする港としての役割をもっていたが、両村問屋間ではその荷揚げ量の割り当てに対してたびたび不満が起こったらしく、それに関する申請・約定に関する文書が残る。また、とくに二条詰米については、多数の廻状、勘定帳、運上する近国の代官所・蔵所に対する一札、などがあり、運送の実際を知るうえでの重要な史料である。明治初年のものとしては「淀より二条御蔵迄運送諸入用覚」(明治 2)、「京都府租税米着届控」(明治 8)などがある。その他、冥加銀上納覚・送状・請取状などの証書類が多数残る。

車方文書は横大路問屋差配下の車方の動向を知ることができるもので、問屋に対する諸願書・木津屋橋筋 9 町と鳥羽街道筋車年寄との車通行に関する和談一件(延享頃)、「鳥羽海道車数覚」(享保 13)、「車持惣中六組覚」(文化 15)などを含んでいる。

(3)は、当家が村の有力者として戸長・紀伊郡郡会議員の任にあつたために残された史料。内容は、明治期から大正期にかけての村会規則・議案・予算案・決算・村有財産明細表・村費出納簿・給料日当簿・人足賃金簿・廻状・委任状などの役場関係の文書、それに桂川に架かる橋の付け替え・修繕や宇治川堤防の切所欠所の修繕・仮堰工事に関する仕法書・申請書類・入用帳、開墾上申書などの土木・水利関係の文書である。またそのほかに、「山背邨々廻巡帳并庄屋人名」(明治 4)、「橋上り銭留帳」(明治 15)などがある。

(4)は、量的には少なく、明治期のものが中心。内容は小作に関するもの、慶事の諸控、所蔵脇差目録などである。

#### ◆F089 伏見板橋小学校所蔵文書

伏見板橋小学校は明治 5 年伏水板橋の尾張藩邸跡に伏水第二校として創立。伏見板橋尋常小学校、伏見町第一尋常小学校、伏見第一尋常小学校、伏見板橋国民学校を経て現称となった。所蔵する「学校沿革史」1 点は、明治 5 年の創立時より昭和 29 年までの沿革を記載する。大正 15 年に、創立以来の記録をまとめ、以後書き足したもので、校舎校地の変遷、加設教科目、学級数の増減、教員の異動などについての項目ごとの記載となっている。

#### ◆F090 伏見中学校所蔵文書

伏見中学校は明治 22 年創立の紀伊郡高等小学校が、同彰徳高等小学校、伏見町立第三尋常高等小学校、京都市立伏見高等小学校などの変遷を経たうえで、伏見国民学校を直接の前身として開校された。伏見国民学校の「沿革誌」1 点のほか、同校に併設されていた伏見板橋青年学校や、周辺の青年学校の沿革史類を所蔵する。

#### ◆F091 伏見南浜小学校所蔵文書

伏見南浜小学校は明治 5 年南浜町の土佐藩邸跡に伏水第三校として創立された。創立当時からの沿革をまとめた「学校沿革誌」第 1 号、第 2 号、第 3 号のほか、大正時代に編纂された『郷土資料』がある。これは、伏見町・深草村・竹田村・下鳥羽村・横大路村・向島村・堀内村のいわゆる伏見 6 か村について、その地理的環境・産業・交通・名所旧跡や郷土の民俗・教育史に至るまでの多岐にわたる内容を記載している。

#### ◆F092 細川(駒)家文書

細川家は屋号をはじめ津国屋のちに橋屋長右衛門と称した。伏見南浜において旅籠を営んでいたが、鳥羽伏見の戦い以降に京町三丁目の地に移った。鑑札 1 点と商人宿版木 1 点とがある。

#### ◆F093 妙教寺文書

妙教寺は納所北城堀にある法華宗寺院。寛永 3 年に淀城主松平定綱が寺地を寄進して創建された。鳥羽伏見の戦いでは砲火をあび、その弾痕が残されている。

文書は、寛永 3 年 4 月 17 日付松平定綱寺地寄進状 1 幅、縁起(慶安 3 年 5 月、大淵重賀撰)1 巻、元禄 6 年 1 月 25 日付「(妙教寺境内寸法)覚」1 通、妙教寺創建由緒書上(元文 2)1 通、「当山来由記并冠師伝」(万延元年 9 月撰)1 冊、「本堂積書」(江戸期カ、大工利右衛門作成)1 冊、明治 6 年 10 月付什物取調帳 1 冊、「寄附什物取調帳」(明治 9)1 冊、明治 24 年 6 月付「川施餓鬼有志簿」1 冊、過去帳(年代不明)1 冊、以上 10 点である。とくに松平定綱寺地寄進状は、妙教寺の創建史料として注目できる。

#### ◆F094 向島小学校所蔵文書

向島小学校は、明治 16 年堀内小学校より分離創立された。同校には、学校沿革誌のほかに村誌や古文書類、印刷物資料、漁業鑑札などが残っている。

「沿革誌」は 2 点。1 点はおもに学校の沿革を記しており、昭和 9 年の室戸台風により校舎が倒壊、児童・職員 16 名が死亡、68 名が重軽傷を負うという悲しい記録もみられる。もう 1 点には、学校工事の沿革や児童数、職員異動表などが綴じ込まれている。

「村誌」1 点は、明治 14 年の『京都府地誌』、同 19 年の『町村沿革調』の記載のほかに、漁師由緒書、村内字茅町の京都市編入反対願書(明治 10 年)などが綴じ込まれている。村域の宇治川堤防上には、茅町・橋詰町・中之町・下之町という集落があり、水難防備は村内で行っていたが、茅町が京都市に編入されれば茅町域の堤防管理が手薄になることが問題であった。

古文書類は、村送証文や譲渡証文など幕末の証書類 7 点、「下之町伊勢講文書」(明治 45)1 点がある。ほかに、「大池漁業由緒書」など印刷物資料数点がある。

漁業鑑札は、文化 8 年、明治 41 年のもの 2 点。文化 8 年の鑑札は弾正町の漁師のもので、豊後橋より下流での投網・すまきなど 5 つの漁法の許可、月に 2 匁 3 分の札銀を支払うことなどが記されている。

#### ◆F095 村井(長)家文書

村井家は男山(石清水)八幡宮の神人をつとめていた家。もとは家村と名乗っていたが、幕末に村井と改姓した。文書のうち3点は男山八幡宮綱曳神人職の補任状で、家村(村井)家の当主を寛文5年、元禄11年、明和2年に任命している。享保16年の補任状は包紙のみ1点。

#### ◆F096 村岸(啓)家文書

村岸家は大亀谷村久宝寺町の庄屋で、代々筆屋四郎兵衛を通称した。家蔵文書の半数以上は江戸時代中期以降に同家が集積した田畑や屋敷地の譲り状、金子の借用書、奉公人の請状など、同家に関する証書類で占められるが、村政に関するまとまった冊子類は見当らない。また残りの文書も請取状、覚書、年忌献立などが主で、奉行所などに対する口上書も家政に関するものである。なお、元禄年間の法印免状や、松善院の院号職・権大僧都職の補任状など、修験寺院に関係した文書数通が含まれるが、村岸家との関係は不明である。

#### ◆F097 明親小学校所蔵文書

本校は、万延元年成立の淀藩藩校の明親館を前身として、名称・校舎を踏襲して明治5年に開校した。その後、町村合併に従って美豆小学校・与杼小学校を統合し、現在に至っている。

同校所蔵文書は、沿革誌3点で、そのうちの1点は合併した与杼小学校の沿革誌である。明親小学校沿革誌には昭和9年の室戸大風の被害が記され、それによると倒壊した校舎の下敷となったものは約200名、そのうち女生徒1名が死亡したという。

なお、現在同校には、藩校当時の「明親館」の額が残っている。

#### ◆F098 桃山小学校所蔵文書

本校は明治6年の創立。もと堀内尋常小学校と称し、御香宮門前にあったが、明治36年に松平筑前に移転し、大正11年に桃山尋常高等小学校と改称、場所も翌年現在地桃山本多上野に移った。昭和22年より現小学校名。

所蔵文書は「堀内尋常小学校沿革史」(桃山尋常高等小学校と改称してのちの内容を含む)、同校に付設されていた堀内村農業補習学校(のち桃山実業補習学校と改称)の「学校沿革」(大正11)、「堀内尋常小学校地図」の学校関係のほか、「郷土誌」(大正4)は、堀内村の実際を地勢・住民・風俗・産業・財政・人物に至るまで詳細に記したもの、西野伊之助「庄屋時代ノ堀内村 全」(昭和14、私家版)は、江戸時代の堀内村について村内に残された古文書を豊富に利用して編纂したもので、ともに利用価値が高い。

また江戸時代のものとして、伏見義民一揆に関するものが1点ある。これは天明5年のもので、丸屋九兵衛・文珠九助・糺屋伝兵衛らが隠密裏に直訴しようとする噂のある最中、伏見奉行が各町を通して伏見町人中に同意ないことを連判させ、差し出させた噂である。

ほかに「伏見桃山歴史地図」(大正元)1点がある。

#### ◆F099 八木(一)家文書

八木家は、乙訓郡鴨川村に居住する家で、代々治郎兵衛を名乗る。文書は、鴨川村堤外絵図(年未詳)。字北川原・江川・正泉寺などがこれに含まれる。字北川原には若干の屋敷地がみられるが、残りは田・畑・藪地である。

#### ◆F100 山本(英)家文書

山本家は代々茨木屋儀兵衛を称し、伏見両替町で質商および材木商を家業とする家である。文書は、年紀のあるものでは天保8年から弘化・嘉永・安政年間といった幕末期のものを中心として、明治3年までのものが残されている。

内容的には家業に関わる金子借用証文・質入証文が大半を占める。取引相手としては伏見居住の商人や寺などをはじめ、宇治の茶師や、久世郡内に居住の人々にまで広がり、商売域の幅広さをうかがわせる。質業関係の文書で証文以外のものとしては、「通」1冊があり、年紀は不明であるが、茨木屋の営業関係を知る手掛りとなる。

また材木商関係のものとしては、天保12年の材木仲間の3か条からなる定書、材木の売買証文、「通」1冊があげられる。質商・材木商関係以外のものとしては、乳母奉公証文(天保15)、宗旨請状(嘉永3)がある。

#### ◆F101 山本(源)家文書

山本家は塩屋源兵衛といい、江戸時代には塩・味噌・醤油の販売を家業としたが、明治以降、酒造業を専業とするようになった。

文書は「酒造史」と題する大正末年に書かれた社史で、山本家の由緒と明治になってから始めた酒造業の歴史を回顧したもの。

#### ◆F102 横大路小学校所蔵文書

横大路小学校は、明治6年横大路村と下鳥羽村の協議により、横大路村字東裏の地に横大路小学校として創立された。明治21年に下鳥羽村を校区から分離し、字下三栖を合併。創立以来の沿革を記す「学校沿革誌」1点のほか、「二部教授認可稟請」(昭和12)、「大正三年度横大路村誌」(大正3)がある。「二部教授認可稟請」は、昭和9年室戸台風の被害により倒壊した校舎を復興する期間の二部教授を京都市に申請したもので、当時の校地周辺の図面を添付している。

[▲伏見区の top へ](#)